

教総 ――― 831
令和4年7月22日

各市町村教育委員会教育長
県立学校長様
県内私立高等学校長

秋田県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における教育活動について（通知）

県内の学校には、新型コロナウイルス感染症に対し最大限の感染防止対策を行いながら教育活動に取り組むよう、これまでお願いしてきたところです。

こうした中、県内では今月に入り、感染力が強いとされるオミクロン株BA.5への置き換えによる新規感染者数が急増しており、この傾向が続くと医療提供体制がひっ迫する恐れがあることから、本日開催された第43回秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において本県の感染警戒レベルが引き上げられ、あらためてマスク着用やこまめな手洗いなど基本的な感染対策をこれまで以上に徹底することに加え、夏場においても十分な換気を行い、室内のエアロゾル感染を防ぐこと等を強く注意喚起していくことになりました。

これを踏まえ、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」における「「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準」に示された「地域の感染レベル」について、県健康福祉部及び県医師会からの意見を参考に、本県は、これまでの「レベル1」を「レベル2」に引き上げることといたしました。

つきましては、同行動基準や県の通知等を踏まえた感染症対策を講じながら、警戒を怠ることなく教育活動を実施していただくようお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷は人権侵害に当たり、厳に戒められるべきものであることを改めて認識し、それらの防止にも確実に取り組んでいただくよう併せてお願いいたします。

秋田県教育庁総務課
企画班 高橋
TEL：018-860-5112